

第 24 回総会 令和元年 5 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、5 月の業務報告をいたします。

次に農地法 3 条許可書返戻について報告いたします。平成 24 年 3 月 30 日付けで農地法第 3 条の許可を受けました、譲渡人：西都市大字南方〇〇番地 2、〇〇、譲受人：西都市大字南方〇〇番地 2、〇〇、土地の所在：西都市大字南方字〇〇番、地目・畑、面積 351 m²につきましては、贈与により所有権移転を行うところでありましたが、その後譲受人の事情により、所有権移転の登記を行わないまま計画を取りやめることになりましたので許可書の返戻がありました。

なお、許可書は既に紛失しておりますので、当委員会で保管している許可書の写しが添付されています。

報告、業務報告

また、相続届 4 件、使用貸借合意解約 3 件、賃貸借合意解約 2 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和元年度第 24 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。本日は 2 番〇〇委員、32 番〇〇委員が欠席、他は出席であります。本日の議案件数であります、6 件を提案しております。

議 長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。15 番〇〇代理、30 番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 147 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 147 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：山林用地 1 件、畑 260 m²、計も同じです。合計 1 件、畑 260 m²、合計 260 m²です。

先ず 1 項を説明します。申請者：大阪府吹田市の〇〇、申請地：大字荒武字都於

郡〇〇番 2、登記・畑、現況・山林、面積 260 m²、申請内容・目的：山林用地、施設内容：杉 28 本で顛末書が添付されています。

議 長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

8 番 今回は 23 番〇〇委員と私（8 番〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る 5 月 21 日午前 8 時 15 分より兒玉主幹と共に申請書の審査等を実施した後、事務局より兒玉主幹と椎原補佐同行のもと、農地法第 4 条 1 件、農地法第 5 条 3 件、非農地証明 3 件を調査いたしました。なお、非農地証明の現地確認には 9 番〇〇委員、19 番〇〇委員にもご同行いただいています。報告しますので皆様のご審議をよろしく申し上げます。

23 番 申請地は都於郡地区の〇〇集落であります。〇〇から西に 100m 程行き、左折して南へ 200m 行った農地です。転用の理由であります、申請人の父が、昭和 40 年ころ畑作栽培に取り組んでいましたが、採算が取れなくなり原野化したためやむなく杉を植栽したということであります。事後になりましたが、農地法の許可を得てないことは明らかなことから、顛末書を添付して違反転用を是正し、今後は農地法を遵守するということであります。現地の状況は、東側は山林、西側は山林、南側は宅地、北側は山林であります。雨水対策としては、自然浸透処理であります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。転用する土地の関係者への同意は既に得られております。なお、本申請地は、「公共投資のない、小規模の農地の集団であり第 2 種農地」となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 148 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 148 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：
一般住宅用地 1 件、畑 478 m²、計も同じです。その他 2 件、畑 4,515 m²、計も同じ
です。合計 3 件、畑 4,933 m²、計 4,933 m²です。

申し訳ありません。議案の訂正をお願いします。1 項の担当委員を〇〇委員に、2
項を〇〇委員に、3 項を〇〇委員に訂正をお願いします。

先ず 1 項を説明します。譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：右
松〇〇番、登記・現況とも畑、面積 478 m²、申請内容・目的：一般住宅用地、権利
の内容：所有権移転、主な施設の内容：居宅 1 棟 121.73 m²です。

次に 2 項を説明します。譲受人：鹿児島県鹿児島市の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、
申請地：大字三宅字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 2,999 m²、申請内容・
目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル
312 枚です。

次に 3 項を説明します。譲受人：鹿児島県鹿児島市の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、
申請地：大字三宅字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 1,516 m²、申請内容・
目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル
312 枚です。

議 長 1項について特別調査員の報告をお願いします。

8 番 1項について報告します。申請地は妻地区の〇〇集落であります。〇〇から西へ約150m進んだ集落内の農地です。今回の申請理由であります。譲受人の〇〇さんは現在県営住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い住宅建築の適地を探していたところ、資金の目途がたったことから譲渡人の父の〇〇さんから贈与により所有権を移転するため申請したものであります。現地の状況は、東側は宅地、西側は宅地、南側は市道、北側は農地であります。雨水は柵を設置して市道側溝に放流し、生活排水は公共下水道に接続します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周囲にブロックを設置することで流出防止対策をとるとのことです。周辺関係者の同意は得られています。なお、本申請地は、「都市計画法に規定する用途地域が定められた地区にある農地」であることから第3種農地と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 雨水は敷地内の排水側溝から市道側溝に放流します。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

23 番 2項を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落の〇〇入り口から北西に200m行っ

た集落内の農地です。転用の理由であります、申請人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さん、〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて太陽光発電施設を建設するために申請されたものです。申請地は九州経済産業局の認定に基づき設置するもので太陽光発電施設を設置して有効活用を図りたいということでもあります。現地の状況は、東側は原野、西側は原野、南側は宅地、北側は宅地であります。雨水対策としては、基本的には畝を設置して砂利敷きで敷地内で自然浸透処理であります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。安全対策としてフェンスを設置します。隣接する関係者へは引き続き説明し同意を得ていくとのこと。なお、本申請地は、「都市計画法に規定する用途地域が定められた地区にある農地」であることから第3種農地と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

12番 次の3項との兼ね合いもありますが、面積では3項の1,516㎡の約2倍もある2,999㎡でパネル数が同じ312枚となっています。もう少し詳細な説明をお願いします。

事務局 2項の2,999㎡内に管理用道路と駐車場を設置されますので、パネル設置面積は312枚分となります。

12番 一部が荒れ地になることはないということでしょうか。

事務局 計画どおり有効に活用されるものと理解しております。

12番 〇〇番の狭小の面積の土地は利用しなくてもよいのでないでしょうか。

事務局 資材搬入は北側から行いますので、〇〇番も必要となるようです。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3項について特別調査員の報告をお願いします。

8 番 3項を説明します。申請地は妻地区の〇〇集落の〇〇入り口から北西に200m行った集落内の農地です。転用の理由であります、申請人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さん、〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて太陽光発電施設を建設するために申請されたものです。申請地は九州経済産業局の認定に基づき設置するもので太陽光発電施設を設置して有効活用を図りたいということであります。現地の状況は、東側は宅地、西側は原野、南側は宅地、北側は宅地であります。雨水対策としては、基本的には畝を設置して砂利敷きで敷地内で自然浸透処理であります、柵も設置して対応するということであります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。安全対策としてフェンスを設置します。隣接する農地所有者への説明もされており同意を得ているとのこと。なお、本申請地は、「都市計画法に規定する用途地域が定められた地区にある農地」であることから第3種農地と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6 番 2 項と 3 項との間の〇〇番と〇〇番の今後の利用方法についてお願いします。

事務局 これまで事務局としては現況が山林、原野であっても目的がはっきりしていれば転用申請を指導してきましたが、県とも充分協議を行ったところ現況に応じた取り扱いが必要との見解でありましたので、〇〇番と〇〇の原野は議案第 152 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定として提案し、承認されれば一体的な利用として太陽光発電施設となります。補足であります、非農地証明も 2 種、3 種農地はできますが、1 種農地はできません。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 149 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。
事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 149 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、件数及び面積：
贈与 2 件、畑 3,128 m²、計 3,128 m²、合計 2 件、畑 3,128 m²、計 3,128 m²です。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。また、10a 当たりの単価、特別な事項等については、担当者が報告いたします。次に項目毎に説明いたします。

局長 1項について説明いたします。譲受人：右松の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、
申請地：大字右松字〇〇番1他1筆、登記・現況とも畑、面積1,747 m²、権利の内容
容：所有権移転の部分贈与です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

30番 1項について報告します。今回の申請地は、妻地区の〇〇集落内にある農地です。
今回の申請理由は、高齢になった〇〇さんから子供の〇〇さんへの農業承継による
部分贈与であります。〇〇さんは水稲、ピーマンを12,600a作付けされています。
現地の状況ですが、屋敷内の畑は農業用施設として利用され、〇〇番1には水稲が
作付けされていることを確認しました。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、
軽トラを所有しています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについ
ても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願いま
す。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に2項の説明をお願いします。

局長 2項について説明いたします。譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、
申請地：大字上三財字〇〇番2、登記・現況とも畑、面積1,381 m²、権利の内容：

所有権移転の一括贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

10 番 2 項について報告します。今回の申請地は、三財地区の〇〇集落内にある農地です。今回の申請理由は、高齢になった〇〇さんから親戚でこれまで当該地を管理してこられた〇〇さんへの一括贈与であります。〇〇さんは茶栽培の専業農家であります。他に水稻、飼料作物、大根を 47,442a 作付けされています。現地には大根を作付けされるとのことです。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、耕耘機、茶摘機、軽トラを所有しています。周辺への作物への影響もなく、50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 2 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 150 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(所有権移転)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 150 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(所有権移転)、件数及び面積：田 12,743 m²、合計 3 件、面積 12,743 m²です。

次に項目毎に説明します。

- 1 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：童子丸の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番、登記・現況とも田、面積 310 m²です。
- 2 項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも田、面積 5,998 m²です。
- 3 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1 他 3 筆、登記・現況とも田、面積 6,435 m²です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、6 月を予定しております。

議 長 説明がありました 1 項から 3 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 151 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(利用権設定)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 151 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(利用権設定)、件数及び面積：田 36,778 m²、畑 51,957 m²、その他(登記・原野、

現況・畑、田) 11,478 m²、合計 21 件、面積 100,213 m²、契約期間別内訳：3 年～6 年未満、件数 7 件、田 13,429 m²、畑 16,751 m²、その他 9,928 m²、6 年～10 年未満、件数 2 件、田 6,155 m²、10 年以上、件数 12 件、田 17,194 m²、畑 35,206 m²、その他 1,550 m²となります。

項目毎に説明します。

1 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 535 m²、6 月から 5 年の賃貸借の再設定です。

2 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,054 m²、6 月から 5 年の使用貸借権の新規設定です。

3 項 譲受人：右松の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：右松〇〇番 1、登記・畑、現況・田、面積 1,393 m²、6 月から 10 年の年金による賃貸借の再設定です。

4 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 2 他 5 筆、登記・現況とも田、畑、面積 3,735 m²、6 月から 10 年の使用貸借権の再設定です。

5 項 譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番、登記・現況とも畑、面積 5,209 m²、6 月から 5 年の賃貸借の再設定です。

6 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,119 m²、6 月から 10 年の賃貸借の新規設定です。

7 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも田、面積 2,468 m²、6 月から 10 年の賃貸借の新規設定です。

8 項 譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：愛知県豊田市の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 2,453 m²、6 月から 10 年の賃貸借の再設定です。

9 項 譲受人：木城町椎木の〇〇、譲渡人：木城町川原の〇〇、申請地：大字穂北字

〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況とも田、面積 5,405 m²、6 月から 4 年 10 ヶ月の賃貸借の新規設定です。

10 項 譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 7,964 m²、6 月から 4 年 10 ヶ月の特例事業による賃貸借の新規設定です。

11 項 譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番 2 他 5 筆、登記・原野、畑、現況・畑、面積 13,506 m²、6 月から 4 年 10 ヶ月の特例事業による賃貸借の新規設定です。

12 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1 他 3 筆、登記・現況とも田、面積 6,435 m²、6 月から 4 年 10 ヶ月の特例事業による賃貸借の新規設定です。

13 項から 21 項までは事前に通知しておりますが、農地中間管理事業であり類似しておりますので、代表で 13 項を読み上げ後は省略します。

13 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：平郡の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,628 m²、7 月から 10 年の農地中間管理事業による賃貸借の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、6 月を予定しております。

議長 説明がありました 1 項から 21 項まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 152 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 152 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明をいたします。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字三宅字〇〇番 2、地目・台帳・畑、現況・原野、面積 881 m²、所有者：大字三宅〇〇番地、氏名：〇〇、事由 5 になります。

非農地証明明細番号 2、土地の所在：大字三宅字〇〇番 1、地目・台帳・畑、現況・原野、面積 407 m²、所有者：大字三宅〇〇番地、氏名：〇〇、事由 5 になります。

非農地証明明細番号 3、土地の所在：大字三納字〇〇番 1、地目・台帳・畑、現況・山林、面積 330 m²、所有者：大字三納〇〇番地、氏名：〇〇、事由 4 になります。

議 長 関連がありますので番号 1 と 2 について地元委員の説明を求めます。

9 番 1 項、2 項を報告いたします。申請地は妻地区の〇〇集落で〇〇入り口から北西に 200m 行った集落内の農地です。今回の申請は、1 項が三宅の〇〇さんが所有している農地、2 項が三宅の〇〇さんが所有している農地で、30 年以上耕作されず竹藪となっており、公共投資もされておらず機械では耕起不可能で将来的にも農地として復元して使用する事は困難であることから事由 5 に該当すると判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6 番 地目変更後は太陽光発電施設として利用されるようですが、どちらの業者ですか。

事務局 鹿児島市在住の〇〇氏と伺っています。先ほどの 5 条の案件と合わせて太陽光発電施設が 3 区画となるようです。

6 番 3 区画とも鹿児島市の業者のようですが関係がありますか。

事務局 3 者の関係性までは把握していません。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 番号 3 について地元委員の説明を求めます。

19 番 3 項を報告いたします。申請地は三納地区の〇〇集落で〇〇農免道路の〇〇交差点から三財〇〇方面へ約 500m 行った山ぎわの農地です。今回の申請は、三納の〇〇さんが所有している農地で、農振地域でもなく公共投資もされておらず 20 年以上耕作されず山林化しています。将来的にも農地として使用する事は困難であることから事由 4 に該当すると判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 17 時 05 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

15 番 _____

30 番 _____